

表2 法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

項目番号	水質基準項目	基本検査頻度	検査省略可能頻度※1	検査計画頻度(回/年)		設定理由等
				蛇口※2		
1	一般細菌	1回/月	1回/月	12		省略不可項目
2	大腸菌	1回/月	1回/月	12		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	-	-		
4	水銀及びその化合物	1回/3月	-	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
5	セレン及びその化合物	1回/3月	-	-		
6	鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	1		安全確認のため、年1回
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	-	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
8	六価クロム化合物	1回/3月	1回/3年	1		安全確認、データ集積のため
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	1回/3年	4		安全確認のため年4回
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	1回/3月	1回/3月	6		安全確認のため年6回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	-	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	-	-		
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	-	-		
14	四塩化炭素	1回/3月	-	-		
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	-	-		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	-	-		
17	ジクロロメタン	1回/3月	-	-		
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	-	-		
19	トリクロロエチレン	1回/3月	-	-		
20	ベンゼン	1回/3月	-	-		
21	塩素酸	1回/3月	1回/3月	6		
22	クロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	6		
23	クロロホルム	1回/3月	1回/3月	6		
24	ジクロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	6		
25	ジブromクロロメタン	1回/3月	1回/3月	6		
26	臭素酸	1回/3月	1回/3月	6		
27	総トリハロメタン	1回/3月	1回/3月	6		
28	トリクロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	6		
29	ブromジクロロメタン	1回/3月	1回/3月	6		
30	ブromホルム	1回/3月	1回/3月	6		
31	ホルムアルデヒド	1回/3月	1回/3月	6		
32	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	1		安全確認、データ集積のため
33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	1回/年	4		過去の実績にて安全が確認されているため、法令検査回数
34	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3年	1		安全確認、データ集積のため
35	銅及びその化合物	1回/3月	1回/3年	1		
36	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	1回/年	1		
37	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3年	1		省略不可項目
38	塩化物イオン	1回/月	1回/月	12		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	-	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
40	蒸発残留物	1回/3月	1回/3月	4		安全確認、データ集積のため
41	陰イオン界面活性剤	1回/3月	-	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
42	ジエオシン	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	4		※3 四半期毎(3, 6, 9, 12月)に実施(県水)
43	2-メチルイソホルネオール	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	4		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
44	非イオン界面活性剤	1回/3月	-	-		
45	フェノール類	1回/3月	-	-		
46	有機物(TOCの量)	1回/月	1回/月	12		
47	pH値	1回/月	1回/月	12		
48	味	1回/月	1回/月	12		
49	臭気	1回/月	1回/月	12		
50	色度	1回/月	1回/月	12		
51	濁度	1回/月	1回/月	12		

※1 これまでの検査結果から省略可能な頻度(最低必要な頻度)

※2 蛇口における検査は、市内全域の配管系統毎に5箇所行います。なお、この表に記載した回数は1箇所当りでの回数です。

※3 県水の水源において、臭気の原因(藻類に限らず魚卵など)となるものが発生するおそれがあるため。

「-」は検査を行いません